令和　年　　月　　日

金融庁長官　●　●　殿

所在地

商号又は名称

代表者

内部モデル手法に係る予備計算の届出書

　「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（令和７年金融庁告示第74号）」第161条第２項の規定に基づき（第161条第２項は、他の条文において準用する場合を含みます。）、内部モデル手法に係る予備計算を開始いたしたく、下記のとおりお届けいたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 予備計算を行う報告保険会社等の商号又は名称 |  |
| ソルベンシー・マージン比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名 |  |
| 使用する内部モデル手法の適用対象 | 巨大自然災害リスクの額 |